

大阪府条例第四百四十八号

大阪府指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪府指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(診療の方針) 第十八条 (略) 一―五 (略) 六 旧令第十六条第六号に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならないこと。ただし、<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u>(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十七項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。</p> <p>七 (略)</p> <p>(看護及び医学的管理の下における介護) 第四十七条 (略) 2―6 (略) 7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、当該入院患者の負担により、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事) 第四十八条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>2―4 (略)</p>	<p>(診療の方針) 第十八条 (略) 一―五 (略) 六 旧令第十六条第六号に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならないこと。ただし、<u>薬事法</u>(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十六項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。</p> <p>七 (略)</p> <p>(看護及び医学的管理の下における介護) 第四十七条 (略) 2―6 (略) 7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、当該入院患者の負担により、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事) 第四十八条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>2―4 (略)</p>

附 則

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。